

日本顎変形症学会雑誌投稿規定 倫理指針

[平成 27 年 7 月 25 日施行]

1. 臨床研究はヘルシンキ宣言の主旨に沿ったものとする。また、個人情報の取り扱いについては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省，平成 26 年 12 月 22 日）による規定を遵守する。特に、「患者の権利，プライバシーの保護」に努め，論文作成に際して，下記の指針を遵守すること。
 - a) 患者個人の特定が可能となる氏名やイニシャル，住所，カルテ番号，入院番号等は記載しない。
 - b) 患者の職業や紹介先施設名・診療科名などについても，患者個人が特定される可能性のある場合は記載しない。
 - c) 原則として日付は記載せず，時間経過を表すには年齢を用いる。特に必要と考えられる場合は，患者個人を特定できないことを確認した上，年月までの記載とする。
 - d) 顔写真を掲載する場合は，患者から同意を得た上で，患者個人を特定できぬよう，単に目だけを覆っただけではない十分な大きさの目隠しを付す。
2. 論文を投稿する場合は，そのすべてに対して，COI の有無を謝辞の後に，行をかえて明記する。
記載例：
 - ①著者全員および所属講座に本研究に関し開示すべき利益相反（COI）はない。
 - ②本研究は〇〇会社から研究資金提供を受けた。
 - ③〇〇の検討にあたっては，〇〇会社から測定装置の提供を受けた。
 - ④〇〇講座は本研究の研究費として〇〇会社から資金提供を受けた。
 - ⑤〇〇講座は本研究で用いた〇〇を販売している ×× 会社から研究資金提供を受けた。
（骨接合プレート，CT 撮影装置など）
 - ⑥本研究に関し，〇〇会社から労働力の提供を受けた。
3. 動物実験は当該大学あるいは研究施設が定めた動物実験の実施に関する指針に従って行われたことを明記する。
4. 人を対象とする研究に関しては，「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省，平成 26 年 12 月 22 日）の規定を遵守する。
5. 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例の報告では，「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省，平成 25 年 2 月 8 日全部改正）の規定を遵守する。
6. 遺伝子治療臨床研究に関しては，「遺伝子治療臨床研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省，平成 20 年 12 月 1 日一部改正）の規定を遵守する。
生命倫理等については文部科学省ホームページの「生命倫理・安全対策について」等を参照すること。
7. ヒト幹細胞（ES 細胞，iPS 細胞など）の臨床研究については，「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」（厚生労働省，平成 25 年 10 月 1 日全部改正）による規定を遵守する。